安全データシート(SDS)

1. 製品及び会社情報

製品の名称：	KC-100R
会社名：	株式会社　鳥谷溶接研究所
住所：	〒660-0834　兵庫県尼崎市北初島町16-10
担当部門：	品質管理部署
電話番号：	06-4868-5311
ＦＡＸ番号：	06-4868-5310
緊急連絡先及び電話番号：	同上
推奨用途及び使用上の制限：	溶接材料（溶接材料としての用途以外に使用しないこと）

2. 危険有害性の要約

GHS 分類及びラベル要素

GHS 分類

健康に対する有害性

呼吸器感作性	区分1
皮膚感作性	区分1
発がん性	区分2
特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分1(呼吸器、腎臓)
特定標的臓器毒性(反復暴露)	区分1(呼吸器)

※上記に記載がない危険有害性は、区分外、分類対象外、または分類できない。

ラベル要素

絵表示又はシンボル

注意喚起語

危険

危険有害性情報

アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ

吸入するとアレルギー、ぜん息又は呼吸困難を起こすおそれ

発がんのおそれの疑い

呼吸器、腎臓の障害

長期にわたる又は反復暴露による呼吸器の障害

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書(本 SDS で代用)を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は手と顔をよく洗うこと。

この製品を使用する時に，飲食または喫煙をしないこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

応急措置

皮膚に付着した場合　：　多量の水と石鹸で洗うこと。

吸入した場合　：　空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

暴露又は暴露の懸念がある場合　：　医師の診断／手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合 : 医師の診断／手当てを受けること。
呼吸に関する症状が出た場合 : 医師に連絡すること。
汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

保管
施錠して保管すること。

廃棄
内容物／容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託して廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分
混合物

危険有害性成分
"労働安全衛生法 第 57 条の 2"の通知対象物質

成分	政令番号	CAS No.	濃度(%)
ニッケル及びその化合物	418	--	≧99

"特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法、いわゆる PRTR 法)"の第一種指定化学物質及びその含有率(%)

成分	政令番号	CAS No.	濃度(%)
ニッケル	308	7440-02-0	99

4. 応急措置

本製品は、譲渡または提供の過程においては固体状であり、ばく露のリスクは低いですが、製品の切断・切削等により発生した粉じんにばく露した場合の応急措置を以下に示します。

吸入した場合 : うがいをする。
空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 : 多量の水と石けんで洗うこと。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断/手当を受けること。

眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は、外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合、医師の診断/手当を受けること。

飲み込んだ場合 : 口をすすぐ。
気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。

最も重要な兆候及び症状
予想される急性症状
吸入 : 咳、頭痛、息切れ、咽頭通
皮膚 : 発赤、ざらつき
眼 : 充血、痛み
経口摂取 : 腹痛、吐き気、嘔吐し

予想される遅発性症状
ニッケル : 喘息(症状は2～3週間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。安静と経過観察が不可欠である。この物質により喘息を示した者は、以後この物質に接触しないこと。)

5. 火災時の措置

消火剤 : 粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス消火剤、砂、霧状の強化液等、火災の状況に応じた消火剤を使用する。

使ってはならない消火剤： 情報なし
消火を行う者の保護： 適切な保護具を着用すること。8項を参照すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 ： 適切な保護具(保護手袋、保護衣、保護マスク、保護眼鏡等)を着用する。
環境に対する注意事項 ： 漏出などした製品が環境中に排出されないように注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:	『8.暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
注意事項:	取扱いは換気のよい場所で行う(全体換気装置の設置が望ましい)。 密閉された装置、機器を使用する。
安全取扱い注意事項:	適切な保護具(保護手袋、保護衣、保護マスク、保護眼鏡等)を着用する。 取扱い後は、手と顔をよく洗うこと。 汚染された作業衣等は作業場から出さないこと。
接触回避	『8.暴露防止及び保護措置』を参照。

保管

混触危険物質:	『10.安定性及び反応性』を参照。
適切な保管条件:	施錠して保管する。 高温多湿、直射日光、水濡れを避け、乾燥した冷暗所に保管する。
安全な容器包装材料:	密閉容器で保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度 ： 設定されていない。

設備対策	局所排気装置を設置する。全体換気装置の設置が望ましい。 密閉された装置、機器を使用する。洗顔機、安全シャワーを設置する。

保護具

呼吸器の保護具	： 適切な呼吸用保護具を着用する。
手の保護具	： 保護手袋を着用する。
眼の保護具	： 保護眼鏡を着用する。
皮膚及び身体の保護具	： 作業着(長袖)、安全靴
適切な衛生対策	： 作業中は飲食、喫煙はしない。 ： 作業後は手洗い、うがい、洗顔を行う。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態:	固体
形状:	ワイヤ
色:	銀白色
臭い:	無臭

10. 安定性及び反応性

当該製品の安定性	： 常温常圧で安定
避けるべき条件	： 高温、高湿度、混触危険物質との接触
混触危険物質	： 強酸化剤、強酸
危険有害な分解生成物	： 生成しない

11. 有害性情報

・製品としての有害性データはない。
・GHS分類における各成分の有害性情報は、(独)製品評価技術基盤機構「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）のデータを参考にした。
・粉じんを多量に吸入すると健康を損なう恐れがある。また長期間吸入した場合、じん肺になることがある。

・製品中に含まれる可能性のある物質に関して、日本産業衛生学会が分類している発がん性及び感作性分類を付表に示す。

12. 環境影響情報

現在のところ環境影響に関する有用な情報なし。

13. 廃棄上の注意

・産業廃棄物に関する法律、都道府県及び市町村が定める関連条例などに従い処分する。
・本製品は、法令で定められた産業廃棄物の “鉱さい” 又は “金属くず” に分類されるため、管理型又は遮断型の最終処分場に埋立て処分しなければならない。廃棄に際して一時保管が必要な場合には、水溶性化合物の溶出防止のため、水がかからないようにする。

14. 輸送上の注意

・製品の運搬時には、転倒や荷崩れしないように積載する。
・雨天などの際には、防水措置をとる。

国際規制

海上規制 : IMDG コードの規定に従うこと。
航空規制 : ICAO-TI/LATA-DGR の規定に従うこと。

国際規制

陸上規制 : 毒劇法/道路法/消防法に従うこと。
海上規制 : 船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の輸送基準等を定める告示に従うこと。
航空規制 : 航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従うこと。

15. 適用法令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)

第一種指定化学物質 : ニッケル

労働安全衛生法

57 条第 1 項

名称等を表記すべき危険物及び有害物 : ニッケル及びその化合物

57 条の 2 第 1 項

名称等を通知すべき危険物及び有害物 : ニッケル及びその化合物

16. その他の情報

溶接作業によって発生する副生成物(ヒューム、スラグ、ガス等)、並びに溶接作業についての情報を以下に記載します。詳細については日本溶接協会規格 WES 9009-1～6:溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生を参照してください。

溶接作業に伴う危険有害性

アーク溶接では、ヒューム、ガス、有害光線(強い可視光線、赤外線及び紫外線)、スパッタ、スラグなどが発生する。
アーク溶接作業による危険有害性としては、次のようなものがある。

電撃:	感電により死に至ることがある。
ヒューム:	ヒュームを多量に吸入したときは金属熱と呼ばれる症状が生じることがある。長期間吸入した場合、じん肺になることがある。
ガス:	ガスによる中毒を引き起こすことがある。通風の不十分な場所での溶接作業では、酸素欠乏の危険性がある。
有害光線:	紫外線により電気性眼炎を起こすことがある。赤外線により白内障、網膜の熱損傷などの障害を起こすことがある。
スパッタ、スラグ、アーク熱など:	飛散するスパッタやスラグによって、眼を傷めることがある。スパッタ、スラグ、溶融金属、アーク熱などにより、やけどや火災を引き起こすことがある。溶接直後の熱い溶接物に触れ

ると、やけどすることがある。

応急措置

副生成物について

飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。

皮膚についた場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断／手当てを受けること。

眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次に，コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。

吸入した場合: 被災者を空気の新鮮な場所に移し呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は医師に連絡すること。呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

溶接作業について

やけどした場合: 患部を冷やすこと。衣服が燃えた場合は剥がさずに、衣服の上から冷水を注いで冷やすこと。医師の診断／手当を受けること。

感電した場合: 電源を切り、被災者を電気回路から引き離すこと。意識がないか、反応が鈍い場合は、気道の確保を行うこと。呼吸がない場合は人工呼吸を行うこと。脈拍がない場合は心臓マッサージを行うこと。医師の診断／手当を受けること。

酸欠の場合: 被災者を新鮮な空気のある場所に移動すること。意識がないか、反応が鈍い場合は、気道の確保を行うこと。呼吸がない場合は人工呼吸を行うこと。脈拍がない場合は心臓マッサージを行うこと。医師の診断／手当を受けること。

溶接作業上の注意

ヒューム・ガス:
- “粉じん障害防止規則”によって，アーク溶接作業は“粉じん作業”として同規則に基づく管理が必要である。
- 屋内の溶接では，全体換気装置又はこれと同等以上の装置(局所排気装置、プッシュプル型換気装置など)を設置する。
- なお，粉じん障害防止規則の第11条(局所排気装置の要件)では、フード型式ごとに制御風速が規定されているが、溶接作業においてこれだけの吸引風速を得ようとすると、アーク近傍では強い風速を受けて溶接欠陥を発生することがあるので注意が必要である。溶接欠陥を発生しない吸引風速の装置であっても、ヒュームの吸引には有効である。
- 粉じん、ヒュームやガスを直接吸入しないように，呼吸用保護具を着用する。その際、発生源から頭部をさけ、風向きを考えて身体を配置することが望ましい。
- 呼吸用保護具を着用する際には、顔面と面体を密着させる。
- 通風の不十分な場所での溶接や、めっき鋼板、塗装鋼板などの溶接では、換気を十分に行う。

有害光線:
- 溶接作業や溶接の監視を行う際は、しゃ光保護具を使用する。
- 必要に応じて、溶接作業場所の周囲に溶接用しゃ光カーテンなどを設置して、アーク光が他の人々の眼に入らないようにする。

感電:
- 溶接中の被覆アーク溶接棒及びワイヤ(ティグ溶接を除く)は、通電状態になっているので触れない。
- 絶縁性の手袋を使用する。破れていたり濡れている手袋は使用しない。
- 溶接作業場内では、絶縁性の安全靴を着用する。
- 被覆アーク溶接棒、ワイヤ(ティグ溶接を除く)の先端、溶接用ケーブルの心線、溶接機の端子などに触れない。
- 導電体に触れやすい場所では、濡れた作業衣を着用しない。
- 溶接機使用の前には、溶接機の取扱説明書をよく読んで注意事項を守る。
- 適切な容量のケーブルを使用し、保守点検を行って、損傷したケーブルなどは、修理又は交換する。

火災・爆発:
- 飛散するスパッタが可燃物、引火性液体などにあたらないように、それらを取り除く。取り除けない場合には、不燃性カバーなどで可燃物を覆う。
- 内部に可燃物、引火性液体などの入った容器又はパイプ、並びに密閉された容器又はパイプは、溶接を行わない。
- 溶接中及び溶接直後の熱い溶接物には、可燃物、引火性液体などを近づけない。
- 天井、床、壁などの溶接の際、隠れた側にある可燃物、引火性液体などを取り除く。
- ケーブルの接続部は、確実に締め付けるとともに絶縁する。また母材側ケーブルは、できるだけ溶接を行う箇所の近くに接続する。
- 溶接作業場の近くに消火器を設置する。

・ペールパックは、溶接スパッタなどによって燃える可能性があるので、必要に応じて上面に難燃性キャップをするか、防火シートを使用するなどの予防措置をとる。

その他:
・被覆アーク溶接棒やフラックスを乾燥庫、乾燥炉から出し入れするとき、耐熱性の手袋を使用する。
・溶接材料の運搬及び取扱いに際して、安全靴を着用するとともに、落下及び腰痛に注意する。
・ワイヤの止端部をはずす際、それらの先端部から手を離さない。
・ワイヤの送給状態を見るときなど、溶接トーチの先端を顔に向けない。
・溶接部以外のワイヤ(ティグ溶接を除く)が、溶接中に母材、送給装置など非絶縁部に接触しないようにする。

溶接作業におけるばく露防止及び保護措置

設備対策: 全体換気装置又はこれと同等以上の装置(局所排気装置、プッシュプル型換気装置など)を設置する。

保護具:

呼吸用保護具: 適切な呼吸用保護具を着用する。

眼の保護具:
・しゃ光保護具を着用する。フィルタレンズ及びフィルタプレートは、溶接作業に合ったしゃ光度番号のものを、JIS T 8141(しゃ光保護具)の使用基準を参考に選定する。
・必要に応じて、溶接作業場所の周囲に溶接用しゃ光カーテンなどを設置する。

皮膚及び身体の保護具:
・JIS T 8142(溶接用保護面)に規定された溶接用保護面を着用する。
・安全帽、保護眼鏡、長袖の服、溶接用かわ製保護手袋、前掛け、安全靴、脚カバーなどの保護具を使用する。溶接用かわ製保護手袋及び安全靴は、それぞれJIS T 8113(溶接用かわ製保護手袋)及びJIS T 8101(安全靴)に規定されたものを使用する。

耳の保護具:
・エンジン駆動式溶接機を使用した溶接やパルスアーク溶接など、高レベルの騒音を発生する溶接作業を行う際は、JIS T 8161(防音保護具)に規定された耳栓や耳覆い(イヤマフ)のような防音保護具を使用する。

許容濃度:
・ヒューム、ガス及びスラグに含まれる可能性がある物質に関して、日本産業衛生学会及びACGIH(American Conference of Governmental Industrial Hygienist :米国産業衛生専門官会議)が勧告している許容濃度を付表に示す。

ヒューム、ガス及びスラグについて

・ヒュームは溶接材料、母材などを構成する物質の高温蒸気が、大気中に放出され、蒸気全体が急速に冷却固化することによって形成される固体の粒子である。このためヒュームには溶接材料及び母材の含有成分が含まれ、溶接材料及び母材の種類によっては6価クロム化合物、ニッケル化合物等が含まれることもある。ただし、各成分の含有率は溶接材料及び母材とは大幅に異なる。また、ヒュームは単一の元素や化合物としてではなく、それらの複合酸化物として存在する。
・ガスはシールドガスそのもの、シールドガスや溶接材料がアークからの熱、紫外線によって分解して生成するガス(一酸化炭素、二酸化炭素、オゾン、窒素酸化物など)、表面処理された母材を溶接した場合に、有機物が分解して生成するガスなどである。
・ヒュームとガスの発生量及び成分は、溶接材料の種類、溶接方法、溶接条件、母材の種類(表面処理を含む)などによって異なる。また溶接作業環境での濃度は、溶接箇所の数、作業場の大きさ、換気条件などの影響も受ける。
・生成する可能性のある物質を付表に示す。

ヒューム、ガス及びスラグの有害性情報

急性毒性: ヒューム及びガスによる急性障害としては、涙目、鼻や喉の痛み、頭痛、めまい、呼吸困難、頻繁な咳、胸痛などがある。
通風の不十分な場所でアーク溶接を行う場合には、一酸化炭素中毒や酸素欠乏症になり、死に至ることがある。

感作性: ヒュームを吸入した場合、ぜん息などを引き起こすことがある。
ヒューム及びスラグ中に含まれる可能性のある物質に関して、日本産業衛生学会が分類している感作性分類を付表に示す。

慢性毒性: ヒュームによる慢性障害としては、じん肺がある。

発がん性: ヒューム及びスラグ中に含まれる可能性のある物質に関して、日本産業衛生学会が分類している発がん分類を付表に示す。

ヒューム、ガス及びスラグの環境影響情報

・情報なし。

ヒューム及びスラグの廃棄

・ヒューム及びスラグ中には、溶接材料及び母材の種類によっては、6価クロム化合物、ニッケル化合物等が含まれることがある。基準値以上含まれる場合には、廃棄及び投棄に関する法令及び条例などの規制に従う。

・ヒューム及びスラグは、法令で定められた産業廃棄物の “鉱さい” 又は “金属くず” に分類されるため、管理型又は遮断型の最終処分場に埋立て処分しなければならない。廃棄に際して一時保管が必要な場合には、水溶性化合物の溶出防止のため、水がかからないようにする。

溶接作業の適用法令

・労働安全衛生法
・粉じん障害防止規則
・じん肺法
・酸素欠乏症等防止規則

参考文献

・GHS 分類結果 : 独立行政法人 製品評価技術基盤機構「化学物質総合情報提供システム」(CHRIP)
・「化学品安全管理データブック」化学工業日報
・中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター 化学物質情報
・「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 ーラベル、作業場内の表示および安全データシート」 JIS Z 7253
・化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)第 7 版
・日本産業衛生学会:許容濃度等の勧告
・American Conference of Governmental Industrial Hygienist TLVs and BEIs (Threshold Limit Values for Chemical Substances and Physical Agents, and Biological Exposure Indices)
・OSHA:Occupational Safety and Health Standards - Limits for Air contaminants(1910.1000) 及び Occupational Safety and Health Standards for Shipyard - Air contaminants(1915.1000)

備考

本データシートは、製品の安全性に関する要求事項を記載しています。
本データシートは、JIS Z 7253:2012 “GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)ー に準じて作成されており、用語の定義はこの JIS に従っています。また内容の記述は、JIS Z 7252:2009 “GHS に基づく化学物質等の分類方法” を参考にしました。
本データシートは、製品の安全な取扱いを確保するための “参考情報” として、作成時点で当社の有する情報を取扱事業者に提供するものです。取扱事業者は、この情報に基づいて自らの責任において、適切な処置を講ずることが必要です。
従って本データシートは、製品の安全を保証するものではなく、本データシートには記載されていないが、当社が知見を有さない危険性がある可能性があります。